

泉佐野市一般廃棄物処理実施計画

(令和 8 年度)



第1章 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

第1節 基本事項

1. 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項、及び同施行規則第1条の3の規定に基づき、令和8年度における一般廃棄物（ごみ）処理について、必要な事項を定める。

2. 計画区域

泉佐野市全域。ただし下記の区域を除く

(1) 空港島

(2) 貝塚市と泉佐野市の事務委託に関する規約（平成10年7月1日締結）により、貝塚市に一般廃棄物の収集処理業務を委託している区域

3. 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 計画の対象とする廃棄物

本市で発生する一般廃棄物（ごみ）

(1) 家庭系ごみ（市民生活に伴って各家庭から排出されるごみ）

(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って事業所から排出されるごみ）

ボランティア清掃活動により排出されるごみや不法投棄されたごみ等を含む

5. 一般廃棄物（ごみ）の排出量（見込み） (t)

区分	可燃	資源	粗大	計
家庭系ごみ	15,145	1,997	604	17,746
事業系ごみ	23,279	1,103	2,239	26,621
合計	38,424	3,100	2,843	44,367

スチール製容器	94	段ボール	316	新聞	429
アルミ製容器	54	その他紙容器	3	雑誌	123
無色ガラス容器	294	ペットボトル	273	古着	170
茶色ガラス容器	277	容器包装プラ	571	金属くず	258
他ガラス容器	224	白色トレイ	0	その他	10
紙パック	4	容器包装計	2,110	合計	3,100

第2節 処理計画

1. 一般廃棄物（ごみ）の処理方法及び形態

種 類	収集・運搬			中間処理		最終処分	
	頻度	方式	形態	方法	形態	方法	形態
家庭系 ごみ	可燃ごみ	週2回	ステーション	委託	焼却	一組	埋立 フェニックス
	粗大ごみ 臨時ごみ	申込制	各戸	委託	破碎 選別 焼却 (リサイクル)	一組 (委託)	埋立 フェニックス
	古着・古紙	月2回	ステーション	委託	選別 (リサイクル)	一組 (委託)	— —
	カン・ビン・ ペットボトル本体	月2回	ステーション	委託	選別 リサイクル	委託	— —
	容器包装 プラスチック	週1回	ステーション	委託	選別 リサイクル	委託	— —
	家電四品目 (義務外)	随時	各戸	指定	リサイクル	メーカー 方式	— —
	PC・使用 済小型家電	随時	各戸 宅配業 者	民間 協定締 結業者	リサイクル	民間 協定締 結業者	— —
	水銀体温計 等	随時	市窓口へ持ち込み 一組へ		— (処分)	一組 (委託)	— —
	小型充電式 電池	随時	市窓口へ持ち込み 一組へ		— (処分)	一組 (委託)	— —
直接搬入	随時	一組へ持ち込み		粗大ごみに同じ		埋立 フェニックス	
事業系 ごみ	可燃ごみ	契約による		許可	焼却	一組	埋立 フェニックス
	臨時ごみ	契約による		許可	破碎 選別 焼却 (リサイクル)	一組 (リサイクル)	埋立 フェニックス
	魚あら	契約による		指定	リサイクル	民間	— —
	実験動物	契約による		許可	焼却	民間	— —
	その他資源	契約による		民間	リサイクル	民間	— —
	直接搬入	随時	一組へ持ち込み		臨時ごみに同じ		埋立 フェニックス

(注1) 「ふれ愛収集」で収集する家庭ごみは、各戸に直営で収集を行う。

(注2) 一組：泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所

■一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可について

一般廃棄物収集運搬業は、市民生活や日々の事業所の活動に直接影響を及ぼす業務であり、将来に渡って継続的かつ安定的に遂行されなければならない。そのため、許可制度の運用にあたっては、収集業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要がある。また、無秩序な競争等により、山間部など区域によってサービスに大きな違いが生じたり、その他適正な収集運搬業務の遂行が妨げられることがあってはならない。

よって、既存の許可業者(固形の一般廃棄物 6 社、実験動物 1 社)による収集運搬が現状において問題なく遂行されており、将来に渡って能力的に不足することはないと考えられるため、次に掲げる場合を除いて、既存の許可業者以外に、新規の許可は行わないものとする。

- イ 法令等の整備により新たに必要が生じた場合。
- ロ 既存の許可業者の廃業等、または廃棄物量の増加により、既存の許可業者の収集運搬能力が不足することとなった場合。
- ハ その他、市長が特に必要と認める場合。

■一般廃棄物処分業（ごみ）許可について

これまで市内でのリサイクルが困難で、泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所で焼却処分を行ってきた食品残渣等の品目を対象に、民間事業者による処分（リサイクル）、当該民間事業者に対する一般廃棄物処分業の許可または再生活用業の指定について検討を行う。

2. ごみの減量化・リサイクル促進の推進

- (1) 家庭系ごみの多くを占める生ごみについて、ホームページ、広報等により、水切りの徹底や食品ロスの削減など、生ごみの減量化に関する啓発を行う。
- (2) 家庭から排出された古紙類等を対象に集団回収を実施し、有価物として再資源化事業者へ引き渡す町会等の団体に対して、報奨金を支給する有価物集団回収活動報奨金制度を促進する。
- (3) 廃棄物減量等推進活動を自主的に行う町会等からの推薦を受けて廃棄物減量化等推進員を委嘱し、定期的に廃棄物の減量化やリサイクル推進に関する会合を開催し、知識や問題意識の共有を行うとともに報奨金を交付し、各町会等の活動を支援する。
- (4) 令和元年 6 月に行った「泉佐野市プラスチックごみゼロ宣言」を受けて、エコバッ

クを作成、各種イベント等で配布し、レジ袋削減の推進に努める。

- (5) リネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、パソコンや使用済小型家電のリサイクル推進に努める。
- (6) 事業系一般廃棄物として排出される魚あらは、可能な限り府内再生利用事業者での処理を優先して行うこととする。
- (7) 食品残渣等これまで泉佐野市田尻町清掃施設組合で焼却処分を行ってきた品目について、民間事業者によるリサイクル等の手法を検討し、焼却量の削減を図る。

3. 新ごみ処理施設の整備推進について

令和 15 年度の新ごみ処理施設供用開始に向けて、環境アセスメント手続きの最終段階となる評価書が完成し、令和 8 年度の都市計画決定手続き及び DBO 方式の総合評価一般競争入札による入札公告に向けた作業を実施中である。

第2章 生活排水処理実施計画

第1節 基本事項

1. 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、令和8年度における生活排水の適正な処理について、必要な事項を定める。

2. 計画区域

泉佐野市全域。ただし下記の区域を除く

(1) 空港島

(2) 貝塚市と泉佐野市の事務委託に関する規約（平成10年7月1日締結）により、貝塚市に一般廃棄物の収集処理業務を委託している区域

3. 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 計画の対象とする廃棄物とその区分

・し尿

・浄化槽汚泥等

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿を含むビルピット汚泥

5. し尿及び浄化槽汚泥排出量（見込み）

区分	排出量 (kℓ年)
し尿	16,492
浄化槽汚泥等	31,714
計	48,206

第2節 処理計画

1. 生活排水形態別処理人口（見込み）

区 分	単位	人口	収集・運搬		処理
			頻度	形態	
計画処理区域内人口(行政区域内人口)	人	98,136			
1 水洗化・生活排水処理人口	人	87,492			
(1) 公共下水道	人	42,646			流域下水道
(2) 浄化槽	人	44,846	1回以上/年	許可	一組
(3) 農業集落排水施設等	人	0			
2 水洗化・生活排水未処理人口（みなし浄化槽）	人	4,361	1回以上/年	許可	一組
3 非水洗化人口（し尿くみとり）	人	6,283	概ね1回/月	許可	一組
生活排水処理率	%	89.15			

（注1）流域下水道：南大阪湾岸流域下水道中部及び南部水みらいセンター

（注2）一組：泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所

■一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥等）許可について

一般廃棄物収集運搬業は、市民生活や日々の事業所の活動に直接影響を及ぼす業務であり、将来に渡って継続的かつ安定的に遂行されなければならない。そのため、許可制度の運用にあたっては、収集業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要がある。また、無秩序な競争等により、山間部など区域によってサービスに大きな違いが生じたり、その他適正な収集運搬業務の遂行が妨げられることがあってはならない。

よって、既存の許可業者(6社)による収集運搬が現状において問題なく遂行されており、将来に渡って能力的に不足することはないと考えられるため、次に掲げる場合を除いて、既存の許可業者以外に、新規の許可は行わないものとする。

イ 法令等の整備により新たに必要が生じた場合。

ロ 既存の許可業者の廃業等、または廃棄物量の増加により、既存の許可業者の収集運搬能力が不足することとなった場合。

ハ その他、市長が特に必要と認める場合。

2. 排出抑制計画

公共下水道の整備を着実に推進し、処理区域の拡大に努めるとともに、供用開始区域については水洗化（下水道接続）を推進する。

また、令和4年度より実施している浄化槽設置整備事業について、引き続き汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

3. 泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所（し尿処理施設）について

令和3年度から、熊取町から委託を受け、同町のし尿及び浄化槽汚泥の処理を開始。